

No.	質問	回答
1	どこから登録すれば良いですか？	大阪府ホームページの専用フォームから登録をお願いします。インターネットでの登録となりますのでご了承ください。
2	パソコン、スマートフォンを持っていない場合はどうしたら良いですか？	ご家族、ご知人等でインターネット環境をお持ちの方がいらっしゃれば、その方に代理で登録していただくことが可能です。また、窓口(新別館南館1階)にお越しいただく必要がありますが、大阪府職員による代行登録を行っています。(印刷代金30円が必要になります) 詳細はコールセンター【06-6131-6280】にお問い合わせください。 【(参考)危機管理室への行き方】 http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/38865/00000000/ikikata.pdf
3	入力フォームの業種選択の中に該当する業種が見つからないのですが、どうしたらいいですか？	その他を選択してください。
4	入力フォームに店のホームページを登録する欄がありますが、ホームページがない場合はどうすればいいですか？	必須項目ではありません。入力せずにお進みください。
5	事業者マイページとは何ですか？	事業者マイページは、登録いただいた施設の所在地・電話番号の変更及び「登録情報公開設定」への同意ができるページです。詳細は、下記pdfファイルをご確認ください。 事業者マイページに関するよくあるお問い合わせ(FAQ)【事業者マイページ】 http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/38611/00365604/mypage.pdf
6	事業者マイページのステッカー発行番号は何を入れたらいいのですか？	過去にステッカーをご登録していただいている場合は、ステッカーの登録番号をご入力ください。まだステッカーを未発行である場合は、空欄のまま入力フォームに従い、ご入力ください。
7	パスワードを変更して発行ボタンを押しても、「すでに使用されています」のエラーメッセージが出て登録できないのですが。	同じメールアドレスかつ同じパスワードで複数施設の登録を行うことはできません。パスワードを異なる文字列で入力し、再度発行ボタンを押下してください。 また、以前「大阪コロナ追跡システム」にご登録いただいた際のパスワードについても同様の理由でご使用いただけませんので、異なるパスワードを入力するようにしてください。
8	ステッカー登録完了のメールが届かないのですが。	入力されたメールアドレスが正しいか再度確認をお願いします。メールアドレスが誤っている場合は、再度登録をお願いします。ドメインによる受信制限等をされている場合は、解除していただき、事業者マイページより再発行を行い、メールが届くかどうか試してください。メールソフトウェア・アプリによっては迷惑メールボックスなどに格納される場合があるので今一度確認をお願いします。

大阪コロナ追跡システムと感染防止宣言ステッカーの発行等に関するよくあるお問合せ(FAQ)

【2-3.感染防止宣言ステッカー(登録)】

9	ステッカーの登録完了メールにPDFファイルが添付されていないのですが。	タイトルが「感染防止宣言ステッカーの発行について」となっているメールが届いていれば、当該メールに必ずPDFファイルが添付されています。スマートフォンなどでご登録いただいた場合、メールの最終行等に添付されていることもありますので、今一度メールをご確認ください。
10	登録した内容を修正したいのですが。	事業者マイページへログインしていただくことで、「郵便番号」「住所」「電話番号」の3項目の変更は可能です。しかし、その他の登録情報については変更ができないシステムですので、どうしても変更が必要な場合は、再度、新規登録をお願いします。
11	誤って2回登録してしまったのですが、どうしたらいいですか？	2枚あるステッカーについては、どちらかを掲示してください。
12	登録完了したのに、ステッカーが送付されてこないのですが。	府より送付するものではありません。登録完了後、出力ボタンを押下し、ご自身で印刷してください。